

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>8の30 規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記については、次に掲げる点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 物品の製造及び販売、サービスの提供並びに経営管理に使用する部分と賃貸等不動産として使用する部分で構成されている不動産について、賃貸等不動産として使用する部分の時価又は損益を実務上把握することが困難な場合には、賃貸等不動産として使用する部分を含む不動産を区分せず、当該不動産全体を対象として、規則第8条の30第1項各号に掲げる事項を他の賃貸等不動産とは別に記載することができる。この場合には、賃貸等不動産として使用する部分を区分していない旨を併せて記載するものとする。</u></p> <p><u>4 賃貸等不動産の時価の把握が極めて困難な場合には、重要性が乏しい場合を除き、その理由、当該賃貸等不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載するものとする。</u></p>	<p>8の30 規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記については、次に掲げる点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 物品の製造及び販売、サービスの提供並びに経営管理に使用する部分と賃貸等不動産として使用する部分で構成されている不動産について、賃貸等不動産として使用する部分の時価又は損益を実務上把握することが困難なときは、当該部分を含む不動産全体を対象不動産として注記することができる。</u></p> <p><u>4 3の注記をする場合は、賃貸等不動産として使用する部分の時価又は損益を実務上把握することが困難であり、当該部分を含む不動産全体を対象不動産として注記している旨を記載した上で、他の賃貸等不動産とは別に、規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記をする必要がある。</u></p>

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>15の24 財務諸表等規則ガイドライン8の30から8の30-1-4までの取扱いは、規則第15条の24に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30の4及び8の30-1-2の2中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同ガイドライン8の30-1-4の1中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と読み替えるものとする。</p>	<p>15の24 財務諸表等規則ガイドライン8の30から8の30-1-4までの取扱いは、規則第15条の24に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-4中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と読み替えるものとする。</p>

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（中間財務諸表等規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>5の21 財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第5条の21第1項において準用する財務諸表等規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、<u>財務諸表等規則ガイドライン8の30の4中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同ガイドライン8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>5の21 財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第5条の21において準用する財務諸表等規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、<u>財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。</u></p>

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（中間連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>17の16 財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第17条の16第1項において準用する連結財務諸表規則第15条の24に規定する貸貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、<u>財務諸表等規則ガイドライン8の30の4中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同ガイドライン8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>17の16 財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第17条の16において準用する連結財務諸表規則第15条の24に規定する貸貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、<u>財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</u></p>